

令和7年度 いじめ防止に向けた基本方針

八王子市立恩方中学校

「いじめを許さないまち八王子条例」の考えをもとに平成29年4月1日に施行された「八王子市教育委員会いじめ防止に関する基本的な方針」に基づき、次のような方針を決定した。

1 いじめに対する基本認識 「しない・させない・見逃さない」

すべての生徒と大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは「しない・させない・見逃さない」を大原則とする。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、いじめは絶対に許さない学校づくりを行う。
- (3) いじめられている生徒の立場に立ち、いじめの解消を図る。
- (4) いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (5) 重大事態に関わる対応は、教育委員会と学校の密接な連携・協力のもとに行う。

2 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい所で発生しており、学校・家庭・地域・関係諸機関との密接な連携により実態把握に努める。

- (1) 見守りシートを活用して、いじめの早期発見に努める。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策での物理的距離が心の距離とならぬよう配慮し生徒の声に耳を傾ける。
- (3) 生徒の行動を注視する。
- (4) 保護者と情報を共有する。
- (5) 地域と日常的に連携する。

3 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が一人で抱え込むことがないように、学年・学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、警察等に相談して協力を求める。
- (6) 職員全員の共通理解、保護者の協力、地域や警察、児童相談所をはじめ関係諸機関と連携の下生徒の問題の解決を図る。
- (7) 学校いじめ対策委員会兼特別支援校内委員会を年間活動計画に沿って週1回開催し、情報の共有と対策を話し合うとともにいじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて改善と充実を図る。

4 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) いじめ防止対策徹底のためのチェックリストを年3回の校内研修で全教職員に実施する。
- (2) 学校評価アンケートの生徒、保護者、教員用にいじめ防止等のための取組に係る達成目標を学校評価の項目に設定する。
- (3) 年度の初めに学校だより、ホームページを活用して、いじめ防止に向けた基本方針を生徒、保護者、関係諸機関に周知し、定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (4) 特別な教科 道徳・特別活動を通して、規範意識や集団のあり方等について理解を深めさせる。
- (5) 校内研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

令和6年度 青少年健全育成標語（本校生徒作品）

「 見つけよう 大事な人ほど そばにいる 」